

岡山県立倉敷青陵高等学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日策定

いじめに関する現状と課題

本校のいじめの認知件数は年間を通じてほぼ皆無であるが、生徒のアンケート調査によると、いじめにつながりかねない嫌がらせやからかい等は複数件発生している。ただし本校における人権教育や道徳教育の成果により、これらの嫌がらせやからかい等は、学年の上昇とともに減少する傾向にある。生徒の9割以上がスマートフォンを含む携帯電話を所持しており、ネットの利用率も高い。SNSの利用状況についてはアンケート調査による把握に努めてはいるものの、その変化にも対応していくなど、新たな問題点の把握が今後とも課題である。現在、生徒指導課・人権教育課・教育相談室を中心にいじめ問題への対応を行っており、未然防止の観点からも学校をあげた横断的な取組をさらに推進していく。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も進めている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 本校の現状と課題をふまえ、学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ防止対策委員会を設置する。
- 生徒のSNS等の利用実態調査を充実させ、生徒の情報モラル教育の推進を図るとともに、保護者への啓発を積極的に行う。
- 本校に在籍するすべての生徒が主体的に活躍できる機会を日々の授業や部活動、生徒会活動等の中に積極的に設けることにより、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- 道徳教育を推進し、いじめを許さない高い人権意識を持った次代を担うグローバルリーダーとしての人材を育成する。
- いじめの早期発見のためにアンケート調査を実施し、得られた情報を教職員間で共有、未然防止の対策等に生かす。
【重点となる取組】
 - 1.いじめを許さない高い人権意識を持った生徒を育成するため、協同学習等を取り入れ、人間関係づくりを中心とした人権教育に取り組む。
 - 2.いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- いじめ防止基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、保護者の責務、いじめ防止のための保護者の理解と協力の大切さについての周知を図る。
- 学校評議員の協力を得て、地域の方々に支援を依頼し、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供により、いじめの早期発見に務めるとともに、地域貢献活動を通じて生徒自身にも地域社会の一員であることの自覚を促し、いじめを許さない意識を涵養する。
- 人権だよりや教育相談室だより等の学校通信に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を勧める。
- 保護者面談や合同保護者会において教員との保護者の情報交換の場を設けて、生徒の情報の共有を図る。
- 小学校との交流を通して慈愛の精神を涵養する。

学 校

いじめ防止対策委員会

【対策委員会の役割】
基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。

【対策委員会の開催時期】
年3回開催(学期ごと、必要に応じて外部委員も参加)。

【対策委員会の内容の教職員への通知・徹底】
直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は早急に伝達。

【構成メンバー】
【校外】
学校カウンセラー、PTA会長(ただし必要に応じての参加)。
【校内】
校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導課長、人権教育課長、教育相談室長、養護教諭、各学年主任、課の代表。

全 教 職 員

関係機関等との連携

【連携機関名】

県教育委員会

【連携の内容】

ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフの派遣。

【学校側の窓口】

教頭

【連携機関名】

倉敷警察署

【連携の内容】

定期的な情報交換、連絡会議の開催。

【学校側の窓口】

生徒指導課長

学 校 が 実 施 す る 取 組

① い じ め の 防 止

【教員研修】

いじめの早期発見および対応能力の向上のため、事例研究を題材とした研修会を行う。
いじめを許さないという生徒の人権意識を涵養するため、協同学習等の生徒の仲間意識高揚に資する授業改善の研修会を行う。

【生徒会活動】

快適な学校生活をおくるために生徒会が中心となって生徒総会等で行い、いじめ防止のための意識を喚起し、SNS利用においてもマナーアップの取り組みをおこなう。

【居場所づくり】

日頃の授業の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで主体的学習を促し、自己有用感を醸成する。
青陵祭などの学校行事において、クラスや縦割りブロックにおける共通の目的を持った仲間との活動の中で、いじめを許さない集団づくりを行う。

【情報モラル教育】

近年増加しているネット上のトラブルやいじめを防止するために、情報機器の利便性だけでなく、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を計画的に実施する。

【人権教育LHR】

生徒の発達段階に応じた3年間を見通したLHRの実施により、互いに認め合い、共に生きる社会を構築する次代のリーダーたる生徒を育成する。

【啓発文書の作成】

いじめ防止のための啓発文書を作成・配布し、いじめを許さない環境づくりを行う。

【部活動】

ほとんどの生徒が所属する部活動においては、適正な人間関係や仲間づくりを推進するとともに、部の内部のいじめの防止に努める。

② 早 期 発 見

【実態把握】

生徒の実態把握のためのアンケート調査を年2回実施する、その中でSNSを含むネットの利用実態に関する質問項目を充実させる。
生徒の個別面談を年5回実施することで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。

【相談体制の確立】

相談担当の教職員を生徒や保護者に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整えるとともに、学校カウンセラー等の専門家を積極的に活用し、相談体制の充実を図る。
県青少年相談センター等の相談窓口についての文書を全生徒に配布し、校外の相談機関に関して周知を図る。

【情報共有】

学年団会議や教育相談室会議、校務委員会において生徒情報を共有し、生徒の発する小さなサインも見落とすことなく、いつでも早急に対応できる体制を構築する。

【家庭との連携】

生徒の様子を見守るための観点とSNS等の今日的課題に関するパンフレットを配布し、家庭においていじめの兆候を見逃さない意識の啓発を行う。
年2回の保護者懇談、年1回の合同保護者会等において、家庭との連携を密に図り、生徒のかかえるトラブルやいじめのシグナルを拾い上げる体制づくりを行う。

【関係機関との連携】

管理職および生徒指導課長によるネットパトロール報告書の入念な点検を毎月実施し、必要に応じて関係機関との連携を図る。

【スタンバイ活用】

匿名報告による早期相談・発見を行う。

③ い じ め へ の 対 処

【いじめの有無の確認】

生徒へのアンケート調査や個人面談、保護者懇談等の家庭との連携の中で、本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無および状況の確認を組織的に行う。

【いじめへの組織的対応】

いじめへの組織的かつ具体的な対応を検討するため、いじめ防止対策委員会を開催する。

【いじめられた生徒への支援】

いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒およびその保護者に対して最大限の支援を行う。

【いじめた生徒への指導】

いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の理解と協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

【周囲の生徒への対応】

いじめに直接関与していない生徒に対しても、いじめを許さない環境づくりを念頭に置いて適切に指導を行うものとする。